平成２３年（フ）第７６３号
兵庫県神崎郡福崎町東田原330番地10
破産者　有限会社山口製作所
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７９号
岡山市北区三野２丁目４番12号
破産者　株式会社ライラツク
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
山口県萩市大字土原370番地の31
破産者　株式会社どん兵衛
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
北海道川上郡弟子屈町泉１丁目10番６―303号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市中町４丁目13番18号メゾンド中町301
破産者　武田　史朗
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
富山市鵜島1460番地１
破産者　株式会社共電
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６５号
熊本市中央区細工町２丁目３番地
破産者　有限会社小林被服
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東610番地１
破産者　橋口建設有限会社
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第４２号
大分県別府市山の手町14番35号
破産者　株式会社ユタカデザインセンター
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
群馬県前橋市文京町１丁目41番19―105号　栄徳マンション
破産者　髙橋　和仁
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６２２号
東京都中央区東日本橋２丁目16番７号
破産者　株式会社プロスライブ
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０１１号
神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目２番１号
破産者　シーアールディ株式会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０１２号
東京都世田谷区野毛２丁目15―13
破産者　村上　健治
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１７１号
東京都渋谷区円山町20―２　宮島ビル２Ｆ
破産者　株式会社ペッツ・マーケット・サービシズ
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７２号
東京都品川区南品川２丁目２番15号
破産者　株式会社ディーエスディー
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５５４号
東京都世田谷区瀬田２丁目25番13号
破産者　株式会社コムロン
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５５７号
東京都世田谷区鎌田３丁目33―２―302
破産者　弓田　浩介
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７２７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字座敷野224
破産者　柴垣　俊秀
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２７４号
東京都荒川区西日暮里２丁目34番１号
破産者　有限会社トラミ
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３２３号
東京都葛飾区亀有５丁目49―７
破産者　遠藤　　聡
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０２４号
埼玉県所沢市小手指町３丁目20　小手指ハイツＱ―303
破産者　多賀谷充央
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２３７号
東京都港区元麻布２丁目６―19
破産者　金井　啓欣
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４６号
東京都江東区南砂３丁目２―４―501
破産者　八代奈保子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部